

# 新株発行時の現物出資 にかかわる改正Q & A

制度調査部  
堀内勇世

## 「会社法」の焦点シリーズ1

### 【要約】

今年6月29日に「会社法」が成立した。

この会社法は、現在、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっているのをそれをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

この成立した会社法の下で、デット・エクイティ・スワップが行いやすくなるといわれることがある。

それは、新株発行時の現物出資規制が改正されたことが関係している。

そこで、新株発行時の現物出資規制の改正等につき、Q & Aの形式で説明する。

### Q1

今年6月29日に成立した「会社法」で、既存の株式会社が新株発行をする際に現物出資がされた場合の検査役の調査などの規制は、改正されたか？

### A1

今年6月29日に成立した「会社法」では、既存の会社の新株発行時の現物出資に係る規制は改正されている。次のとおりである。

現行商法では、既存の会社で、新株発行時に現物出資が行われる場合、裁判所の選任する検査役の調査が原則として必要とされている（現行商法280条の8）。ただし、例外的に一定の場合には不要とされている。

会社法においても、この基本構造は維持されているが、例外が拡大している（会社法207条）。次の図表1のとおりである。現行商法と比べると、要件が緩和され、<sup>1</sup>が新設されている。

図表 1 新株発行時の現物出資において、検査役の調査が不要な場合

現行商法	会社法
現物出資者に割り当てる株式の総数が発行済株式総数の 10 分の 1 を越えず、 <u>かつ新規に発行する株式数の 5 分の 1 を越えないとき</u>	現物出資者に割り当てる株式の総数が発行済株式総数の 10 分の 1 を越えないとき ＜左記の下線部分は削除＞
現物出資する財産につき募集事項として定めた価額の総額が、500 万円を超えないとき。	現物出資する財産につき募集事項として定めた価額の総額が、500 万円を超えないとき。
財産が取引所の相場がある有価証券で、その有価証券について募集事項として定めた価額がその <u>相場</u> を超えないとき	財産が市場価格のある有価証券で、その有価証券について募集事項として定めた価額がその <u>市場価格</u> を超えないとき
現物出資する財産につき募集事項として定めた価額が相当であることについて、弁護士・公認会計士・監査法人・税理士などの証明を受けたとき	現物出資する財産につき募集事項として定めた価額が相当であることについて、弁護士・公認会計士・監査法人・税理士などの証明を受けたとき
＜新設＞	<u>現物出資する財産がその株式会社に対する金銭債権（返済期が到来しているもの）であって、当該金銭債権につき募集事項として定めた価額が当該金銭債権に係るその株式会社の負債の帳簿価額を超えないとき</u>

（出所）大和総研制度調査部作成

図表の を簡単に言えば、上場銘柄だけでなく、例えば、グリーンシート銘柄も要件をみたせば検査役の調査が不要となるということである。

また、図表 1 の を簡単に言えば、通常、返済期が来ている金銭債権を現物出資する場合、その債権額以下の出資として扱う限り、検査役の調査は不要となるということである。

Q2

会社法で、デット・エクイティ・スワップが行いやすくなるといわれることがあるが、どの部分の改正のことか？

A2

会社法で、デット・エクイティ・スワップが行いやすくなるといわれることがある。それに関連する改正は、Q1 で述べた、既存の会社の新株発行時の現物出資に係る規制の改正がそれである。特に、図表 1 の の部分が新設されたことが関連している。

デット・エクイティ・スワップ（DES、債務の株式化）とは、企業の債務（負債）を出資（資本）に変更することである。経営不振企業の再生などの際に使われる手法である。

このデット・エクイティ・スワップを行う場合には、図表2のように2つの方法があるといわれている。ただし（a）の方法を取ることが実務上は多いようである<sup>（注1）</sup>。

（注1）藤原総一郎（弁護士）著「DES・DDSの実務」（社団法人 金融財政事情研究会、平成17年）参照。

## 図表2 新株発行時の現物出資において、検査役の調査が不要な場合

- |   |
|---|
| <p>（a）会社債権者がその会社に対する債権を現物出資し、新株の割当を受ける方法</p> <p>（b）会社債権者は現金を払い込んで、新株の割当を受ける一方で、会社に払い込まれた現金により会社債権者に返済が行われる方法。</p> |
|---|

（出所）大和総研制度調査部作成

現在、図表2の（a）の方法により、つまり現物出資の方法でデット・エクイティ・スワップを行うとなると、商法の新株発行時の現物出資規制が問題となる。つまり、現行商法の下では、検査役の調査を受けることになりかねないので、手続きが煩雑になるという面が存在した<sup>（注2）</sup>。

（注2）現在も、図表1の の方法により、検査役の調査を受けなくてすむこともありうる。しかしこの場合も、弁護士等が調査することになるので、必ずしも簡便とはいえない場合はありうる。

そこで、よりデット・エクイティ・スワップが行いやすくするために、図表1の の方法が新設された。

この を利用すれば、通常、返済期が来ている金銭債権を現物出資する場合、その債権額以下の出資として扱う限り、検査役の調査は不要となるので、デット・エクイティ・スワップが一層行いやすくなるといわれている。